

# 四万十市地球温暖化対策実行計画 区域施策編 (ダイジェスト版)

## 地球温暖化とは

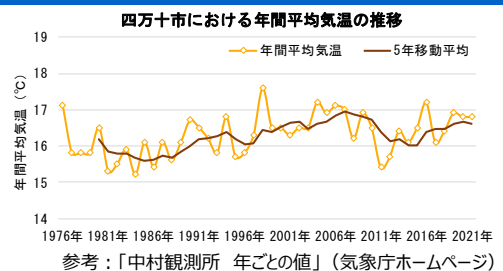
地球温暖化とは、気候系の平均気温が長期的に上昇する現象のことです。

今後さらに温暖化が進んだ場合、猛暑や大雨などの極端現象の増加や干ばつの深刻化、海面水位の上昇等が起これと予測されています。このような気候変動等を抑制するためには、温室効果ガスの排出を大幅に削減する必要があります。

## 四万十市における地球温暖化の現状

四万十市の年間平均気温は長期的に上昇傾向であり、過去40年ほどで0.5～1℃程度の上昇が見られます。

また、四万十市では近年気温の上昇により真夏日や猛暑日が増加しており、熱中症による救急搬送数の増加にもつながっています。



## 四万十市における地球温暖化への取組

四万十市では、環境行政の基本となる「四万十市環境基本計画」をはじめとした各種計画を策定し、「清流四万十川の保全」、「循環型社会の構築」、「地球温暖化防止」等といった市の環境保全について、総合的かつ計画的に施策を推進しています。

また、2021年3月に制定された「四万十市ゼロカーボンシティ宣言」のとおり、2050年までにカーボンニュートラルを目指すためには、市民や事業者、行政が協働・協力しながら対策に取り組んでいくことが重要となります。

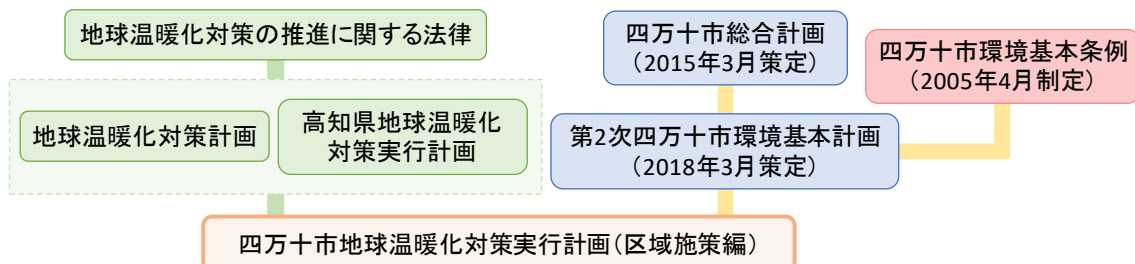
## 本計画の基本的事項

### 計画の目的

本計画は、市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化に取り組むための具体的な対策・施策を提示するものであり、脱炭素社会を目指すうえで、現在の危機的状況を打破するための行動を自ら率先して実行してもらうことを目的とします。

### 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条に基づき策定するものであり、市の関連計画と連携を図りながら、国の「地球温暖化対策計画」や高知県の「高知県地球温暖化対策実行計画」に準じ、国や高知県と同じ方向性をもって環境の保全にあたっていきます。



### 計画の対象期間

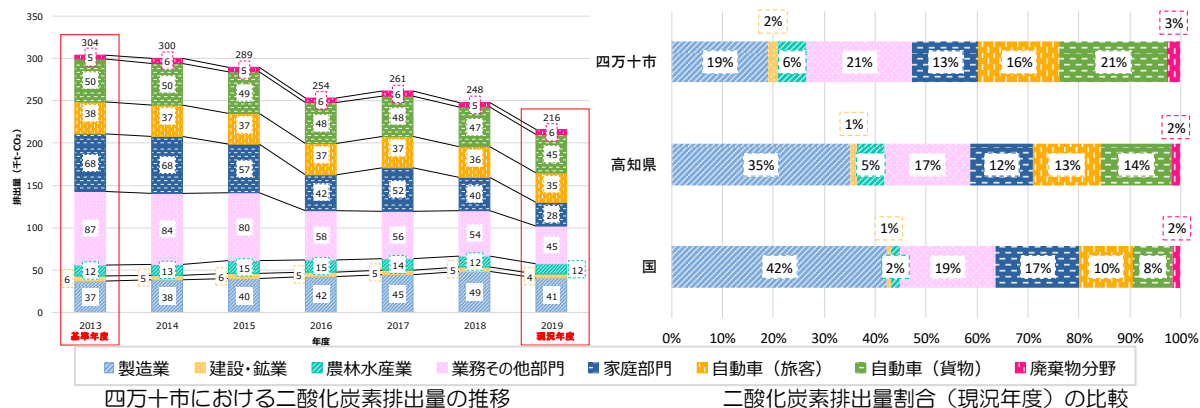
国の「地球温暖化対策計画」と連携して温室効果ガスの削減を目指すことを踏まえ、本計画の対象期間は2023年度から2030年度までとします。

# 四万十市の二酸化炭素排出量

## 現況の二酸化炭素排出量

四万十市の二酸化炭素排出量は2013年度（計画基準年度）以降減少しており、2019年度の総排出量は216千t-CO<sub>2</sub>（基準年度比29%減）となっています。

また、四万十市における部門・分野別の二酸化炭素排出量は、国や高知県と比べて、製造業の割合が小さく、自動車（旅客）・（貨物）の割合が大きくなっています。



## 将来の二酸化炭素排出量

現況年度以降、新たな削減対策を実施しなかった場合、2030年度の二酸化炭素排出量（現状趨勢）は211千t-CO<sub>2</sub>（基準年度比31%減）と推計されています。

今後積極的に取り組む必要のある対策の実施や、再生可能エネルギーの導入、適切な森林管理を推進した場合、2030年度の二酸化炭素排出量は41千t-CO<sub>2</sub>（基準年度比87%減）と推計されています。

【参考】二酸化炭素排出量の将来推計結果

2013年度 (基準年度)	2030年度(目標年度)						
	現状趨勢	対策実施		対策実施+再エネ		対策実施+再エネ+森林吸収量	
(千t-CO <sub>2</sub> )	(千t-CO <sub>2</sub> )	(千t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比	(千t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比	(千t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比
304	211	167	45%減	143	53%減	41	87%減

※現状趨勢：現況年度以降、新たな対策を実施せず、社会情勢の変動のみを考慮した場合の排出量  
 対策実施：四万十市において実施可能と考えられる対策（事業所や家庭における省エネ行動等）を実施した場合の排出量  
 再エネ：事業所や家庭への太陽光発電設備導入が積極的に実施された場合の排出量  
 森林吸収量：適正な森林管理が行われ、現況と同程度の森林吸収量が維持された場合の排出量

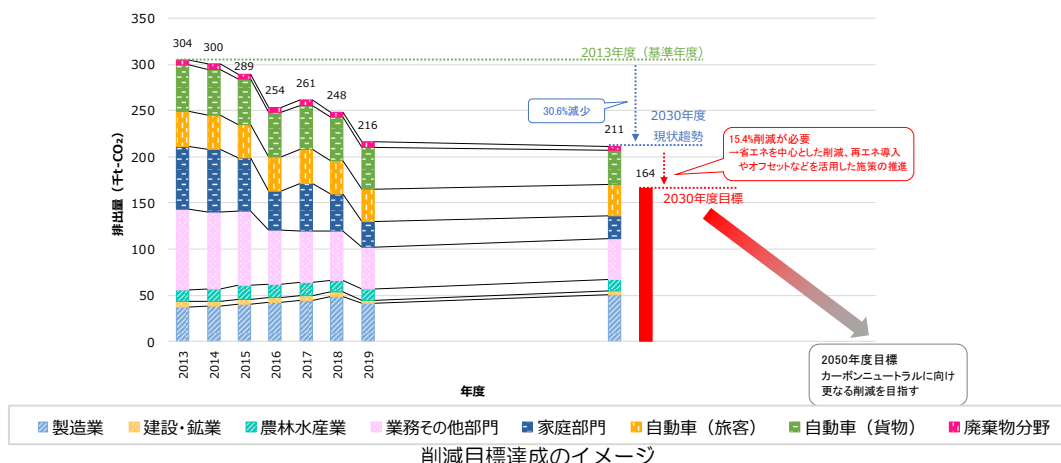
## 二酸化炭素排出量の削減目標

四万十市の主体的な取組と高知県や国などとの積極的な連携を推進することを前提に、2030年度及び2050年度の削減目標を国の目標と同水準に設定します。

四万十市が有する豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいくためにも、削減目標を国と同水準目標達成に向け排出量削減対策を推進していきます。

### 【排出量削減目標】

2030年度の削減目標（中期目標）：二酸化炭素総排出量を基準年度比46%削減  
 2050年度の削減目標（長期目標）：二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）



## 二酸化炭素排出量削減の基本方針

削減目標達成に向け、排出量の削減をより強化していくための基本方針を設定しました。

まずは中期目標達成に向け、「基本方針 1」、「基本方針 2」を中心に各基本方針を推進します。

その後は長期目標達成に向け、新たな技術や知見を取り入れながら各基本方針の加速に努め、カーボンニュートラルの実現を目指します。

### 【排出量削減の基本方針】

#### 基本方針 1 各部門における省エネルギー活動の推進

→ライフスタイルの転換や高効率機器導入等の省エネルギー活動の実施に加え、省エネルギー型のまちづくりにも取り組み、各部門における省エネルギー活動を推進していきます。

#### 基本方針 2 自然環境・快適環境に配慮した再生可能エネルギー導入の推進

→再生可能エネルギー導入の促進を図るとともに、設備の設置や廃棄に関するルールや規制の整備について検討し、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進していきます。

#### 基本方針 3 森林資源活用の推進

→適切な森林整備や木材の利用促進など、四万十市の森林資源の活用を推進していきます。

#### 基本方針 4 循環型社会形成の推進

→日常生活や事業活動における消費行動の見直しを図り、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を推進していきます。

## 二酸化炭素排出量削減に向けた重点施策

排出量削減の基本方針を基に重点施策を設定しました。市民、事業者、行政が一体となり、示した取組を重点的に推進していきます。

### 重点施策 1 二酸化炭素排出量削減対策の普及啓発

#### 省エネ行動や地球温暖化、市主催イベントに関する情報発信（2030年度まで実施）

行政は広報や HP、市主催のイベント等において、情報発信に取り組み、市民や事業者へ広く普及するように努めます。また、市民や事業者は、イベントや省エネ活動への参画を積極的に検討します。

<実施例> 市広報や HP における省エネ化行動や主催イベントの周知 等

### 重点施策 2 省エネルギーの推進

#### 各主体における実施可能な取組の実施（2030年度まで実施）

各主体が、事業所や家庭において、実施可能な範囲で取組を実施します。

<実施例> 省エネ家電の導入、脱炭素型ライフスタイルへの転換、エコドライブの普及 等

### 重点施策 3 各取組への補助、支援に関する方策

#### 取組への補助、支援（補助金、融資）の検討（2030年度まで実施、内容は必要に応じて見直し）

行政は適切な補助、支援体制を構成していきます。具体的な補助、支援の内容については、省エネルギーへの取組の実施状況等を分析し、今後検討していきます。

### 重点施策 4 再生可能エネルギー（太陽光）の積極導入

#### 太陽光発電導入に関する普及啓発（2030年度まで実施）

太陽光発電導入によるメリット（二酸化炭素削減効果や電気代削減など）、導入までの手続きや導入業者の公表等、積極的な導入が図れるように普及啓発を行います。

#### 太陽光発電導入のルール（案）の作成（2025年度までに検討、2030年度までに適用（想定））

太陽光パネルは、20年程度で耐用年数を迎えることが知られており、その後の再利用や廃棄に関する決まりは明確になっていません。したがって、安全・安心で環境に配慮できるように、導入から廃棄に至るまでのルールを検討していきます。

### 重点施策 5 森林資源を活用した対策

#### 適切な森林整備と森林資源の活用（2030年度まで実施）

森林整備を適切に実施して活用可能な森林資源を確保するとともに、木質バイオマス発電の可能性調査や CLT 建築物の利用拡大に向けた普及啓発を行い、資源の活用方法を検討します。

# 計画の推進体制及び進捗管理

## 各主体の役割

### 行政の役割

行政は、地球温暖化対策に向け、各対策や取組を計画的に進めていくための主導的な役割を担います。市民や事業者に対する普及啓発や情報提供に努め、効果的な地球温暖化対策を総合的に推進します。

### 市民の役割

低炭素型ライフスタイルへの転換や省エネ活動等、実施可能な取組の積極的な推進に努めます。

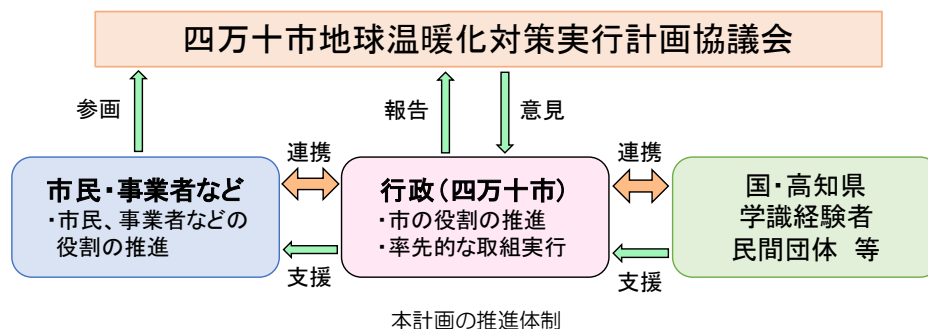
### 事業者の役割

事業者は、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用、低炭素な建物や設備への見直しなどの温室効果ガスの排出削減や従業員に対する環境教育・研修等の実施に努め、社会的責任を果たします。

## 推進体制

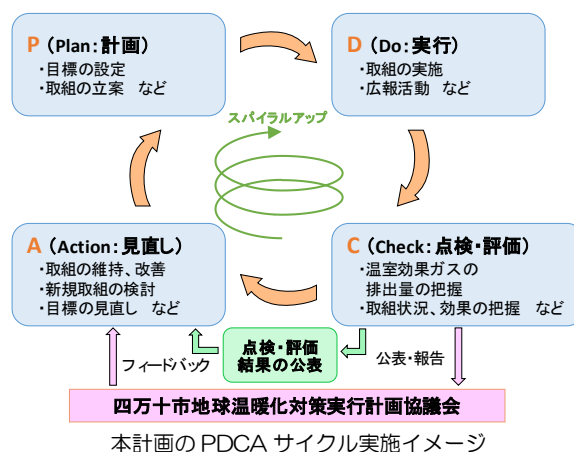
削減目標を達成するためには、市内外において活動するあらゆる人々が連携して、それぞれの取組を実行していく必要があります。

そのため、本計画の策定にあたり組織した「四万十市地球温暖化対策実行計画協議会」を、継続的に運営することで、定期的な進捗点検、見直し等を行い、計画の推進を図ることとします。



## 進捗管理

本計画期間中は、取組の実施状況の確認や実効性確保のため、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA サイクルを実施していくことにより計画の継続的な改善と推進を図ります。



## 四万十市地球温暖化対策実行計画 区域施策編（ダイジェスト版）

発行：四万十市 環境生活課 発行日：2023年6月  
高知県四万十市中村大橋通4丁目10  
TEL 0880-34-6126 FAX 0880-34-7466  
E-mail kankyuu@city.shimanto.lg.jp

